

● 京都府議会 2008 年 6 月定例会で日本共産党の前窪義由紀府議が行なった一般

質問と答弁の概要をご紹介します。

**前窪義由紀**（日本共産党、宇治市・久御山町）2008 年 7 月 8 日  
**淀川水系の河川整備計画案について**  
**国交省の強引なやり方に厳しく抗議を！**  
**議会にはかるとともに、広く府民の意見をきくべき**

【前窪】日本共産党の前窪義由紀です。数点について知事並びに関係理事者に質問します。

まず、淀川水系の河川整備計画案についてお聞きします。

国土交通省近畿地方整備局が 6 月 20 日、淀川水系の大戸川ダム、川上ダム、丹生ダムの建設と天ヶ瀬ダムの再開発を盛り込んだ河川整備計画案を公表したことに対し、厳しい批判が起こっています。整備局の諮問機関である淀川水系流域委員会の「ダムは不適切だ」とした意見を無視し、審議が継続中であるにもかかわらず「見切り発車」しました。

同委員会の宮本委員長は、「委員会の意見書、申し入れを無視したもので、まことに遺憾、河川法の趣旨を生かさず、かたくなに事業を実施しようとする整備局に強く抗議する」との声明を発表しました。マスコミも異例の事態と批判しています。京都新聞は「踏みにじられた河川法」と社説で、朝日は「手続きは強引で、説明責任を果たしたとは到底いえない」と書きました。

また、ダム工事費も大きく膨れ上がり、総額 2,730 億円、府の負担額は、226 億円と報道されていますが、いまだに明らかにされていません。流域委員会の意見を無視し、まともな情報公開も行わず、「先ずはダムありき」とする整備局の強引なやり方は許せません。

そこでお聞きします。

知事は、改正河川法の趣旨を踏みにじり、流域委員会の審議結果を待たずに「見切り発車」をした国土交通省・近畿整備局に対し、厳しく抗議するとともに計画案の撤回を求めるべきと考えます。また、本府の負担額について、早急に府民の前に明らかにさせるべきと考えますが、決意を含めた知事の答弁を求めます。

整備計画の決定は、知事の意見を聞くことが定められています。知事は、有識者などによる「研究会」を設置し、「計画案」の是非を検討する方針を決めたと報道されました。滋賀県では、知事の意見を県議会が審議することになっています。本府においても、整備計画案に対して意見を表明する場合は、議会にはかるとともに、広く府民の意見を聞くよう強く求めます。どうされますか。お答え下さい。

## 河川整備基本方針の見直しこそ国土交通省に求めるべき

【前窪】次に、河川整備基本方針についてです。

05 年 7 月に大戸川ダムの凍結を打ち出した整備局が、なぜ今回方針を転換したのでしょうか。

改正河川法では、まず河川管理者は、管理する河川について、河川審議会の意見を聴き、基本方針を定め、その方針に沿って、河川整備計画をつくとされています。

流域委員会を休止したなか、07 年 8 月、国土交通省は、ダムの必要性を認める「淀川水系河川整備基本方針」を決めました。淀川基準点枚方の基本高水のピーク流量を、毎秒 17,500 トンと過大に設定し、洪水調節施設による流量調節、すなわちダム推進を打ち出しました。

整備計画案は、基本方針に従って、ダムを復活させましたが、専門家も指摘しているように、基本高水を適正に設定すれば、大戸川ダムなど建設する必要はありません。また、流域委員会は、大戸川ダム等の治水効果について、200 年に 1 度の大雨が降った場合、淀川の下流域で 3.2 メートルもの堤防高が残されている状態で、水位を 19 センチ下げただけと疑問を投げかけ、ダムの効果は極めて限定的としました。

そこでお聞きします。

この基本方針を審議したのが、国土交通省の諮問機関「社会資本整備河川審議会」です。知事は、この審議会の基本方針検討小委員会の委員として審議に参画をしていました。淀川水系のダム問題について、

この場で何を主張し、どのような態度をとられたのか、この際、明らかにして下さい。

そもそも、知事も参画して決めた基本方針が問題なのです。河川法改正当時の建設省河川局長だった尾山栄章氏は、「関係住民を含めて、皆で議論して整備計画をまとめるのが改正河川法の趣旨だ。場合によっては、基本方針にさかのぼって見直すこともあり得る」と国会で答弁をしています。

基本方針策定にかかわった当事者として、知事は、基本方針の見直しこそ国土交通省に求めるべきではありませんか。考えをお聞かせ下さい。

## 天ヶ瀬ダム再開発は治水上也危険性を伴う。開発は見直すべき！

【前置】次に、天ヶ瀬ダム再開発についてお聞きします。

琵琶湖の浸水被害を軽減するためとして、天ヶ瀬ダムの放流を毎秒900トから1,500トに増やすとしているのが、天ヶ瀬ダム再開発です。すでに宇治塔の島地区では、1,500ト放流を想定した河川工事により、環境や景観破壊が進み、加えて、秀吉以来、川砂を積み上げて造られている宇治川堤防、とりわけ槇島から向島にかけての脆弱部分の決壊が心配をされています。

「今でもダムの放流で水位が上がれば、堤防の基礎から水が噴き出してくる」、「1,500トを何日流せば、必ず堤防は切れる。無茶苦茶な計画だ」、「止めてほしいが、万一やられたら防ぎようがない。だから避難訓練に力を入れている」と、地元で生まれ育った人たちは言っています。

何回もこの場で指摘していますが、1兆9,000億円もかけた琵琶湖総合開発事業の完了で、琵琶湖沿岸の浸水被害は激減しています。天ヶ瀬ダムの左岸に最大直径26m、延長600m、7階建てのビルがすっぽり入るような巨大なトンネルをつくり、琵琶湖からの放流量を大幅に増やす必要性も緊急性もありません。しかも天ヶ瀬ダムを二分する断層帯の存在も明らかにされました。

2月議会で知事は、「関係府県・市町と連携して妥当性を判断する」と答弁し、府としての判断を示しませんでした。そこで再度お聞きします。治水上也危険性を伴う天ヶ瀬ダム再開発は、見直すべきと考えますが、いかがですか。

## 天ヶ瀬ダム再開発の水利権放棄を検討すべき

【前置】次に、天ヶ瀬ダム再開発の水利権についてです。

本府は、04年10月に水需要予測を見直して、丹生ダムと大戸川ダムの水利権の放棄を明らかにしました。これは、わが党議員団が一貫して指摘してきたもので、過大な水利権によりやくメスが入ることになりました。

しかしながら、府営水道の水利権は、なお過大なものです。天ヶ瀬ダムの暫定水利権を合わせると日量約23万トありますが、実際の使用量はどうかと言いますと、06年度の1日平均供給水量は約11万ト、夏場の最も多い月でも約14万トです。現在、確保している日吉ダム、天ヶ瀬ダム、比奈知ダムの水利権日量17万8千トで十分まかなえます。3浄水場の接続による水運用も始まることや水使用量も大幅に減少し、人口急増も考えられないなか、天ヶ瀬ダム再開発による水利権日量5万2千トを見直す条件はますます広がってきています。

天ヶ瀬ダム再開発の費用が、水源費として水道料金に跳ね返り、住民に新たな負担を招きます。河川整備計画が検討されている今こそ、水利権の放棄を真剣に検討すべきではありませんか。知事の考えをお聞きします。

## 山田知事・府理事者の答弁

【知事】今日も各地で警報が出ているようですが、近年これまでに経験のないような豪雨により、全国各地で毎年大きな洪水が発生している。京都府管理の鴨川も含め、淀川水系の治水対策は、京都府にとって大変深刻な問題である。近畿整備局とその諮問機関である淀川流域委員会は、河川整備計画について、実に7年間にわたって検討を重ねてきたが、意見がかみ合わず、歩み寄る姿勢も見られないまま、とくに京都府など、中流域の対策については、ほとんど議論がなされていない状態で今日に至っているのは、大きな問題で

あり、私は反省すべき話であると思っている。

このため、6月6日に滋賀県、京都府、大阪府、三重県の知事が集まり、双方に対し関係の正常化と論点を絞った審議をお願いしてきた。6月30日には、整備局長から流域委員会との関係正常化に努力するとともに、論点を整理し、必要な資料の提供を行うとの回答を得た。

しかし、こうした長年の状況を踏まえると、京都府としてもダムによる府域への効果やダム代替案、桂川の対策、整備のスケジュールや優先順位などに関して検証を行う必要があると考える。あくまで、河川整備計画案については、府民の安心・安全を最優先にすべきであり、その中で効果的かつ効率的な治水対策が構築できるように、今後、流域委員会と整備局の話し合いを注視しつつ、府内関係市町村の意見を十分にふまえながら、関係府県と連携をはかり、本府としての意見を取りまとめるという、大変、非常に複雑な過程が必要になってくる。しかも、この問題は、技術的にも財政的にも課題が多岐にわたっているため、専門家の意見もしっかりきく必要がある。また、実際の防災やまちづくりに取り組む市町村の意見も尊重すべきであるという点もあるので、こうした点をしっかりとふまえつつ、議会に対しても委員会などを通じて十分に説明させていただく中で、課題を検証し、その結果を広く明らかにしていきたい。

**【建設交通部長】**河川整備基本方針については、その策定にあたっては、京都府としてつねに府民の安全確保を最優先に考え、水害の実態や治水対策の経緯をふまえて、具体的なデータに基づき、慎重に議論すべきだと再三主張してきた。この基本方針について、見直しを求めるべきとのご質問だが、いま議論すべきは、具体的にどのような河川整備を実施していくかであると考えている。

知事からも答弁があったが、天ヶ瀬ダム再開発も含めた河川整計画案に対しては、府民の安心・安全を最優先に専門家の技術的な検証をふまえながら、効率的で効果的な治水対策が構築できるよう、府内関係市町村の意見を十分におききして、関係府県と連携をはかり、本府としての意見を取りまとめたい。

**【文化環境部長】**平成16年度の水需要予測については、受水市町との協議を重ねながら、市町ごとの推計人口や節水意識の高まり、節水機器の普及に伴う、近年の需要動向等も統計的にふまえた上で、学識経験者による府営水道水需要予測検討会を設置して、幅広い分析を行ったものである。それにより、丹生ダム及び大戸川ダムによる毎秒0.3立方メートルの水利権を放棄し、府民負担の軽減をはかることとした。

## 今こそ、乙訓府営水道の教訓を生かせ

**【前窪 再質問】**議会への知事意見の表明の場合の報告ですが、日吉ダムの建設にあたっては、当時、知事意見は議会に報告され、各会派の意向表明を全員協議会で行うということをやっている。ぜひ、少なくともそういうことにさせていただきたいが、再度お伺いいたします。

「社会資本整備河川審議会」で、ダム問題が審議されているわけですが、そこに、知事が参加して8回の検討会に参加され、ここで、ダムの必要性が明記をされた。こういうことになっているので、私は知事の責任は重大だと考える。そういったことを前提に、今後の知事意見の表明については、その過程を振り返ってどうだったのか。府民意見や専門家の意見も十分きいて、そういう中で判断をしていただきたい。このことは、指摘しておきたい。

流域委員会が積み残している課題として、天ヶ瀬ダム再開発、宇治川改修、京都府の利水、桂川の改修など、十数項目の審議を手弁当で続行すると決めたと報道されているが、京都府がかかわるものが中心です。流域委員会の審議・意見は、私は尊重すべきだと思うが、知事の見解表明とのかかわりについて、知事はどのように考えておられるのか、おきかせください。

先ほど第一質問で、おききましたが、知事は、知事意見をまとめるためには、専門家等を入れた研究会をつくらせると新聞記者の前で言われたということですが、このさい明らかにしていただきたいのは、どういう研究会あるいは検討会をつくられるのか。もしつくとすれば、そこに住民意見がどのように反映されるのか。有識者等は公正な立場のメンバーで構成していただきたいと思うが、知事の考えをおきかせください。

天ヶ瀬ダム再開発で、洪水時よりも大量の1500トンの流量を流すということなのです。こんな、危険なことは認めてよいのかということだ。水利権を設定しているから、ものがいえないのか、あるいは水利権の振りかえなどの可能性をなぜ探求・研究しないのか。過大な水利権でさらに住民負担を増やすことになるのではないのか。乙訓府営水道の反省をいまこそ生かすべきだと思いますが、この点について知事の見解をおきかせください。

## 山田知事・府理事者の再答弁

【知事 再答弁】流域委員会と整備局の話し合いについては、かなり論点を絞られてきており、技術的な問題についても項目ははっきりしてきているので、私どもはそういった問題に対して、専門家とくに流域委員会と整備局の意見の対立点について、専門家の研究会を立ち上げ、そこに対して意見を出していきたい。その上で、府内関係市町村の意見を十分にふまえ、関係府県とも連携をはかり、今言いました意見を十分に、そうしながら、委員会を通じて議会に対しても十分に説明をさせていただき、意見の取りまとめをしていきたい。

【文化環境部長 再答弁】水利権については、いわゆる安定供給可能量等の考え方もあるので、慎重に検討しつつやっていく必要があると思っているが、例えば、日吉ダムでいうと平成14年の9月には、2割まで貯水率が低下してしまうという事案もあり、当時、私も現地を見に行ったが、底が見えるような状況があったりもしたので、そういった状況等もふまえつつ、これからも慎重に検討していきたい。

## 設定は既成のものではない メスを入れて水利権の放棄を

【前窪】知事に再度要望しておきます。議会への報告は、ぜひ委員会にとどまらず、せめて日吉ダムのときにやったような全員協議会等で各派の意見が表明できるような、そういう取り組みをしていただきたい。これは求めておきたい。

水利権の問題は、慎重にしていきたいということであるが、天ヶ瀬ダム再開発に設定している毎秒 0.6トンは、もう、既成のものだということではなくて、ここに私はメスを入れて、この水利権の放棄も検討すべきだ。このことを問題提起しているのだから、ぜひ、そういう立場でお願いいたします。

## 暮らし支える盲ろう者通訳・介助者派遣事業

【前窪】次に、目が見えない、耳が聞こえない、2つの障害を併せ持つ方々、盲ろう者への支援事業についてお聞きします。

盲ろう者は、全国盲ろう者協会の調査で、京都府内に 117 人おられると推計されていますが、実際にはもっと多いとされています。

盲ろう者も、かつては、多くの障害者がそうであったように、社会から隔離をされ、家に閉じこもった生活を余儀なくされてきましたが、自立した生活を求める運動や障害者教育、生活支援の取り組みが進むなか、社会参加が広がりつつあります。

この社会参加をサポートするのが「京都府盲ろう者向け通訳・介助者派遣事業」です。盲ろう者と介助者の手と手を重ね合わせ、手話を行う「触手話」や「指文字」等を用い、目的地までの移動、目的地での通訳等、盲ろう者の行動を介助するもので、社会参加に欠かせないものです。

### 週 20 時間では、足りない。使い切った後は、家に引っ込んだ生活。

しかし、この制度の利用は、1か月 20 時間までに限られています。長時間の介助は、2人の介助者が交互に行うため、倍の時間がカウントされます。20 時間は、あっという間に使い切り、後は「聞こえない」、「見えない」生活を余儀なくされるわけです。

また、経済的負担や移動手段の問題もあります。府の制度では、介助者が盲ろう者と合流した後、介助のために移動する際の費用は、盲ろう者の負担になっています。移動はバスや列車等の公共交通機関に限定されていますが、京都市の市バスや地下鉄等の公営交通以外に、障害者と同行者の免除制度はなく、せいぜい半額免除で、同行者数も原則 1 名です。JRも 100 km を超えて初めて半額です。しかも、府内の多くの地

域の公共交通は不便になる一方で、1日に数往復しかないバスを利用しての移動も大変であります。

私は、先日、京都の盲ろうの方々の会、「ほほえみの会」の皆さんからお話を聞きました。「以前は、家に引っ込んでいたが、介助制度で大変助かっている。しかし、20時間の上限は困る。介助の時間が足りないと言った物もできない」、「20時間では足りない。色々な所に出たいが、我慢している」、「介助者の交通費の負担も大変、介助者がいないと私たちはどこにも行けない。公費でもう少し負担してほしい」、「今日は、舞鶴から来たが、交通費は7,000円を超えた。交通費の負担は大変です」などと、次々に語って下さいました。

介助者の方も「介助がなければ、まったく外に出られない、20時間の制限があるのでボランティアで対応していることも多い。このことを皆さんに、ぜひ分かってほしい」と訴えられました。盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業の拡充は待ったなしです。

## 20時間の制限を撤廃すべき！無制限に負担軽減の対策も

そこでお聞きします。

利用時間と移動の問題です。滋賀県、兵庫県は、利用制限はしていません。大阪府も年間750時間と京都の3倍です。全国的に見ても、本府の制度を上回っているのは14都府県もあります。盲ろう者の切実な願いに応え、20時間の制限を撤廃すべきです。いかがですか。

また、介助中の介助者の交通費などの負担を、盲ろう者に強いているのは余りにも過酷な状況です。府の助成制度をつくり負担軽減に取り組むべきと考えますが、いかがでしょうか。

## 通訳・介助者の待遇を改善せよ

【前置】通訳・介助者の処遇改善も切実です。

手当は、1時間1,500円。しかも、派遣先までの移動時間は対象外です。生活もあり、介助の活動に専念できなくなる事例もあります。その貢献にふさわしい処遇が求められています。介助者への手当の引き上げ、派遣地までの移動時間を手当の対象に算入するなど改善が必要です。いかがですか。

また、手話通訳者は、長時間の通訳による健康被害を防止するため、定期的な健診が定められていますが、より負担の大きい「触手話」などを行う通訳・介助者には制度がなく、健康破壊も心配です。定期的な健診の実施をぜひ制度化すべきと考えます。お答えください。

## コーディネートと介助者養成 必要な予算確保し、しっかり支えよ

【前置】「盲ろう者通訳・介助員派遣事業」は、社会福祉法人京都聴覚言語障害者福祉協会に委託しています。派遣のコーディネートをする場合、盲ろう者への連絡はファクスや電話では困難で、居住地の自治体や支援者にお願ひし連絡を取ります。派遣先の施設や行事の主催者との調整も必要です。1回の派遣でも、大変な手間と時間がかかります。その経費は協会が実質的に持ち出している状況と聞きます。コーディネートをしっかり支えるため、委託費の引き上げが必要です。いかがですか。

また、通訳・介助者の養成事業は、1年に1カ所、1回の養成講座しか開催できていません。少なくとも府北部、南部を含め2カ所以上で、開催できるよう保障すべきです。お答え下さい。

## 手話通訳者派遣事業の改善について

【前置】関連してお聞きします。

手話通訳者を取り巻く経済・雇用環境も厳しさは同様です。派遣手当は、この10年来1,470円と1円も上がっていません。必要な引き上げを検討すべきです。また、実施が定められている定期健診は、財政的な理由で、問診でチェックされなければ、医師による健診は受けられません。すべての対象者の健診を保障するために、委託費を引き上げるべきだと考えます。いかがお考えでしょうか。お答えください。

## 理事者の答弁

【健康福祉部長】聴覚・視覚障害者支援事業についてですが、盲ろう者通訳・介助員派遣事業について、京都府においては、市町村が実施する視覚障害者移動支援事業や聴覚障害者手話通訳派遣事業などとも連携し、取り組んできました。

派遣時間については、標準的な時間数として概ね月20時間としておりますが、通院や買い物、社会行事参加等必要なものについては、これを超える時間についても御利用いただいているとともに、派遣コーディネーター費用や通訳・介助員や手話通訳者の手当についても、他府県と遜色ない水準で実施している。

介助中の通訳・介助員に係る交通費の助成や派遣先までの移動時間を手当の対象とすることについては、他の障害者等の外出支援、移動支援事業等との均衡を図る必要があると考えております。

通訳・介助員に対する健康診断については、手話通訳者として登録されている方は、すでに健診の対象となっているところだが、手話通訳者でない方々への対応については、他府県の状況等もお聞きする中で、その業務内容の詳細や健診の必要性等も含めて検討していきたい。

通訳・介助員の養成につきましては、より多くの方が参加できるように、定員枠の設置や実施地域を変えるなど対応してきているところではありますが、今後とも関係機関とも連携して実施していきたい。

通訳・介助員派遣事業については実績に応じて予算補正も行うなど、必要な予算を確保してきており、手話通訳派遣事業も含め、関係団体と連携して、サービス提供が円滑にできるよう適切に対応していきたいと考えている。

## 20時間で十分足りていると考えているのか 盲ろう者の負担の実態や派遣事業実施状況の把握を！

【前窪 再質問】盲ろう者の問題であります。20時間の上限設定というのは、本当に私も一番目で言いましたように、進んだ県に比べて本当に低い水準だと思うし、現に困っておられるのだ。ですから私は、是非これの改善を検討していただきたい。

20時間の上限設定を撤廃すると約束できないのは、十分足りていると認識しているのか、それとも財政の問題があって改善出来ないのか。そういうことを考えざるを得ませんが、目が見えない耳が聞こえない生活を考えていただきたい。是非改善していただきたいと思っております。

市町村でもやっていると言いましたが、やってない市町村もある。この盲ろうに対する派遣事業。宇治市はやっていない。そういうことをよく調べていただきたい。これは答弁願いたい。

通訳介助員の交通費あるいは会場費などを、盲ろう者が負担している。これを、どう現実問題として受け止めるかということだ。是非実態を把握していただきたい。改善するために努力をしていただきたい。実態把握とその改善、この点について答弁を願う。

## 理事者再答弁

【健康福祉部長】利用時間数の問題ですが、先ほどもお答えしたとおり、社会参加等必要なものについては、これを超えて利用していただいているところだ。

また、市町村の実施状況につきましては、常々から市町村からよくお話をお聞きして対応しているところだ。

【前窪】私は盲ろう者の処遇改善について、初めてここで質問させていただきました。

盲ろう者並びに手話通訳者、介助者などの苦勞を本当に実感した。是非、改善のための努力をしていただきたい。

それで、利用時間20時間についてですが、実質上、支障ない、こういうことであれば撤回しているというふうには私は受け止めます。そういうことでこの事業を実施していただきたい。このことを私は申し上げ、今回の一般質問を終わらせていただきます。

御清聴ありがとうございました。